

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	平野 哲司
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市北区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年7月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社LeTech
証券コード	3497
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	平野 哲司
住所又は本店所在地	大阪府大阪市北区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社LeTech 経営企画部長室 熊田充男
電話番号	06-6362-3355

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社リーガルアセット
住所又は本店所在地	大阪府吹田市山田西一丁目16番9号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社LeTech 経営企画部長室 熊田充男
電話番号	06-6362-3355

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年6月28日
訂正箇所	（6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者らは、令和4年6月28日付で、株式会社エルティ（以下、「引受人」という。）との間で、「株主間契約書」（以下「本契約」といいます）を締結しており、以下合意しております。

（1）提出者らは、発行者の株主総会におけるKSPが発行会社の取締役として指名した者を発行会社の取締役候補者とする取締役選任議案、資本金又は準備金の額の増加又は減少に関する議案、そのほか特別決議が必要とされる議案等について、引受人の求めるところに従ってすべての議決権を行使すること。

（2）提出者らは、引受人の事前の同意を得ない限り発行会社の普通株式の一部又は全部を第三者に譲渡等の処分をしてはならないこと。

（3）引受人が、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、提出者が先買権を有すること。

（4）提出者らが先買権を行使しない場合、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部について共同売却請求権を有すること。

（5）引受人又は提出者らは、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

本契約は、令和4年6月28日付、株式会社LeTechと株式会社キーストーン・パートナーズ（KSP）間における資本業務提携契約に定める増資に係る引受人による払込み条件となっております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和4年3月30日付で、Dream Bridge社との金銭消費貸借契約締結にともない、430,000株を担保提供しました。提出者らは、令和4年6月28日付で、株式会社エルティ（以下、「引受人」という。）との間で、「株主間契約書」（以下「本契約」といいます）を締結しており、以下合意しております。

（1）提出者らは、発行者の株主総会におけるKSPが発行会社の取締役として指名した者を発行会社の取締役候補者とする取締役選任議案、資本金又は準備金の額の増加又は減少に関する議案、そのほか特別決議が必要とされる議案等について、引受人の求めるところに従ってすべての議決権を行使すること。

（2）提出者らは、引受人の事前の同意を得ない限り発行会社の普通株式の一部又は全部を第三者に譲渡等の処分をしてはならないこと。

（3）引受人が、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、提出者らが先買権を有すること。

（4）提出者らが先買権を行使しない場合、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部について共同売却請求権を有すること。

（5）引受人又は提出者らは、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

本契約は、令和4年6月28日付、株式会社LeTechと株式会社キーストーン・パートナーズ（KSP）間における資本業務提携契約に定める増資に係る引受人による払込み条件となっております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者らは、令和4年6月28日付で、株式会社エルティ（以下、「引受人」という。）との間で、「株主間契約書」（以下「本契約」といいます）を締結しており、以下合意しております。

（1）提出者らは、発行者の株主総会におけるKSPが発行会社の取締役として指名した者を発行会社の取締役候補者とする取締役選任議案、資本金又は準備金の額の増加又は減少に関する議案、そのほか特別決議が必要とされる議案等について、引受人の求めるところに従ってすべての議決権を行使すること。

（2）提出者らは、引受人の事前の同意を得ない限り発行会社の普通株式の一部又は全部を第三者に譲渡等の処分をしてはならないこと。

（3）引受人が、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、提出者らが先買権を有すること。

（4）提出者らが先買権を行使しない場合、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部について共同売却請求権を有すること。

（5）引受人又は提出者らは、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

本契約は、令和4年6月28日付、株式会社LeTechと株式会社キーストーン・パートナーズ（KSP）間における資本業務提携契約に定める増資に係る引受人による払込み条件となっております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和4年3月30日付で、Dream Bridge社との金銭消費貸借契約締結にともない、1,120,000株を担保提供しました。提出者らは、令和4年6月28日付で、株式会社エルティ（以下、「引受人」という。）との間で、「株主間契約書」（以下「本契約」といいます）を締結しており、以下合意しております。

（1）提出者らは、発行者の株主総会におけるKSPが発行会社の取締役として指名した者を発行会社の取締役候補者とする取締役選任議案、資本金又は準備金の額の増加又は減少に関する議案、そのほか特別決議が必要とされる議案等について、引受人の求めるところに従ってすべての議決権を行使すること。

（2）提出者らは、引受人の事前の同意を得ない限り発行会社の普通株式の一部又は全部を第三者に譲渡等の処分をしてはならないこと。

（3）引受人が、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、提出者らが先買権を有すること。

（4）提出者らが先買権を行使しない場合、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部について共同売却請求権を有すること。

（5）引受人又は提出者らは、自己の保有する発行会社の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

本契約は、令和4年6月28日付、株式会社LeTechと株式会社キーストーン・パートナーズ（KSP）間における資本業務提携契約に定める増資に係る引受人による払込み条件となっております。